

無料法律相談

養育費のこと、財産分与のこと、借金問題、その他、お困りのこと。

(ご相談された内容が他人に知られる心配はありませんので安心して下さい)

弁護士(島根県弁護士会)による無料法律相談を実施します。

対象者 母子家庭 父子家庭 寡婦の方 未婚の方 離婚前の方

相談日 7月～12月 原則第2木曜日 時間 13:30～15:30(1人30分)

令和7年	7月10日(木)	8月6日(水)	9月11日(木)
令和7年	10月9日(木)	11月13日(木)	12月11日(木)

相談場所 ビッグハート出雲 出雲市駅南町1丁目5

予 約 事前予約制 (期限は相談日の前々日まで)

受付時間 平日 8:30～16:30

お問い合わせ先 (一財) 島根県母子寡婦福祉連合会

TEL 0852-32-5920